

1. 政策評価とは何か？

- ・ 1995年三重県庁、事務事業評価
- ・ ニューパブリックマネジメント理論
- ・ 政策評価法、独法通則法

2. 何のための政策評価か？

- ・ 自治体では「目標管理」・・・PDCA
- ・ 国は「説明責任」(「情報公開」)
- ・ 予算との連携づけの功罪
- ・ 書類主義の弊害

3. 政策評価の現状

- ・ 国・・・成果主義、数値主義は浸透、しかし目標設定が現状維持的
- ・ 自治体・・・事務事業評価の形骸化

4. ミュージアム評価の難しさ

- ・ クライアントとカスタマーの期待のずれ
- ・ コスト管理、集客数、収益は目標の一部に過ぎない
- ・ コレクション、企画展の価値は主観的
- ・ ミッションを明確化しにくい

5. 国公立ミュージアムはさらに評価が難しい

- ・ 議会によるチェック・・・すべての人に受け入れられるか、ネガティブチェックになりがち
- ・ 直営の場合、ボードが作れない
- ・ 財団の場合もガバナンスが不明確

6. どこから始めるか

- ・ たかが評価、されど評価と割り切るべき
- ・ アニュアルレポートの高度化、美装化
- ・ 第三者評価、CSRレポートを参考に
- ・ 企画展、コレクション評価が重要であり、行政評価は副次的
- ・ 評価制度の導入に主体的に関与すべき
- ・ 首長、議会、子供を味方にする
- ・ 右肩上がりの目標設定は危険
- ・ 設置主体も評価対象とする

資料1 ワードのレジュメ

資料2 ミュージアムに関する PDF

資料3 これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書

資料4 静岡県立美術館第三者評価委員会評価報告書

資料5 新潟市美術館